

けんしんキャッシュカードをお持ちのお客さまへ

けんしんキャッシュカード規定

---

好きです ふるさと 心のふれあい大切に



# けんしんキャッシュカード規定

## 1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）について発行したけんしんキャッシュカード、貯蓄預金について発行したけんしん貯蓄預金カード（以下これらを「カード」という。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ①当組合および当組合がオンライン現金自動預入支払機（以下「自動機」という。）の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」という。）の自動機を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」という。）に預入れをする場合
- ②当組合および当組合が自動機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」という。）の自動機を使用して預金の払戻しをする場合
- ③当組合および支払提携先のうち当組合が自動機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」という。）の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- ④その他当組合の所定の取引をする場合

## 2. (自動機による預金の預入れ)

- (1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入してください。
- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当組合または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 自動機による預入れによりご利用明細票を発行した場合は、当該明細票には預入れ金額は表示せず、お取引後の残高を印字するものとします。

## 3. (自動機による預金の払戻し)

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内（ただし、1日あたりの払戻しについて当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。
- (3) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

## 4. (自動機による振込)

- (1) 自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内（ただし、1日あたりの振込について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。
- (3) 自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合に、振込金額、振込手数料金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

## 5. (自動機利用手数料等)

- (1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、当組合または預入提携先所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当組合または支払提携先所定の自動機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当組合から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当組合から振込提携先に支払います。

## 6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限る。)による預金の預入れ・払戻しをする場合には、本人から代理人の氏名・暗証を届け出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

## 7. (自動機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、預入提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 前項による預入れをする場合には、当組合所定の入金票にカードの口座番号、氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続きに従ってください。
- (3) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (4) 前項による払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続きに従ってください。
- (5) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口で、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

## 8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合の自動機で使用された場合または当組合本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、自動機利用手数料金額、振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

## 9. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

## 10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

## 11. (盗難カードによる払戻し等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正に使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含む。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
- ②当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含む。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
  - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
  - C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

## 12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届け出てください。

## 13. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

## 14. (自動機への誤入力等)

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、預入提携先の自動機、支払提携先の自動機および振込提携先の自動機を使用した場合の預入提携先、支払提携先また

は振込提携先の責任についても同様とします。

#### 15. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。  
なお、当組合普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①第16条に定める規定に違反した場合

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合

③カードが偽造、盗難、喪失等により不正に使用される恐れがあると当組合が判断した場合

#### 16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、定期性総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

#### 18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で、変更後の内容およびその効力発生日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、前記(1)で定める効力発生日から適用されるものとします。

### けんしんICキャッシュカード特約

#### 1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICチップを搭載し、ICキャッシュカードとしての機能その他当組合所定の取引にかかる機能の利用を可能にするカードのことをいう。)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、けんしんキャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはけんしんキャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかけんしんキャッシュカード規定の定義に従います。

#### 2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

- (1) ICチップ提供機能(ICキャッシュカードとしての機能その他当組合所定の取引にかかる機能の総称)は、この機能の利用が可能な自動機、その他の端末(以下「ICキャッシュカード対応機」という。)を利用する場合に提供されます。
- (2) けんしんキャッシュカード規定第1条に定める提携先では、規定の定めにかかわらず、ICチップ提供機能を利用しての払戻しはできません。なお、ICチップ提供機能を利用しない払戻しは、けんしんキャッシュカード規定第1条に定める支払提携先で行うことができます。

### 3. (自動機による払戻限度額)

- (1) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合所定の金額範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額範囲内とし、ICチップ提供機能を利用した払戻しとICチップ提供機能を利用しない払戻しに分けて、それぞれに適用するものとします。
- (2) 前項にかかわらず、当組合の自動機による1日あたりの払戻しについて当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲とします。なお、ICチップ提供機能を利用した払戻しとICチップ提供機能を利用しない払戻しに分けて、それぞれの金額を届け出ることができます。

### 4. (自動機による振込限度額)

- (1) 振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内とし、ICチップ提供機能を利用した振込とICチップ提供機能を利用しない振込に分けて、それぞれに適用するものとします。
- (2) 前項にかかわらず、振込依頼をする場合における当組合の自動機による1日あたりの振込について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。なお、ICチップ提供機能を利用した振込とICチップ提供機能を利用しない振込に分けて、それぞれの金額を届け出ることができます。

### 5. (ICキャッシュカード対応機の故障時の取扱い)

ICキャッシュカード対応機の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

### 6. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当組合所定の手続きにしたがって、すみやかに当組合にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当組合は責任を負いません。

以上

キャッシュカード、通帳、証書等が盗まれたり、紛失したりした場合や、預金通帳に身に覚えがない取引が記録されているなどの場合には、直ちにお取引店またはしんくみATMセンターへご連絡くださいますようお願い申し上げます。

平日 9:00~17:30 … カード発行お取引店

上記以外の時間帯 … しんくみATMセンター047-498-0151 (24時間受付)